

平成28年12月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成28年11月28日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
312-1	免税軽油制度の継続を求める請願（請願）	株式会社伊那リゾート 代表者 白澤 裕次	経済建設委員会	飯島 尚幸
312-2	「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）	上伊那医療生活協同組合 安心まちづくり委員会 委員長 下平まち子	社会委員会	
312-3	給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出を求める請願（請願）	日本労働組合総連合会 長野県連合会上伊那地域協議会 議長 日比野 誠	総務文教委員会	宮島 良夫
312-4	「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情（陳情）	「平和って何だ」伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	
312-5	立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情（陳情）	「平和って何だ」伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
312-6	地域活性化の拠点となる高遠高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願（請願）	長野県高等学校教職員組合上伊那支部 代表 春日 雅博	総務文教委員会	丸山 徹一郎
312-7	放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情（陳情）	放射能拡散のない環境を守るネットワーク 代表 柳井 真結子	社会委員会	
312-8	下水道使用料の値上げストップを求める請願（請願）	下水道料金値上げストップの会 代表 宮下 金典	経済建設委員会	柳川 広美 飯島 光豊 前澤 啓子

### (312-1) 免税軽油制度の継続を求める請願（請願）

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税する制度であり、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、県内経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

#### 記

- 1 免税軽油制度を継続すること。

(312-2) 「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）

現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、生活援助のサービス見直しや利用料2割負担の対象者拡大、要介護1、2の通所介護を市町村の実施する総合事業に移行するなど、給付の削減、負担増をはかる内容となっています。さらに保険料の値上げや入院、入所時の食事代、居住費などの患者・利用者の負担をさらに引き上げようとしています。

医療や介護に対する人々の負担と不満は膨らみ続けており、もはやガマンも限界です。

これでは国民の将来不安は増すばかりであり、日本経済の再生もおぼつきません。今こそすべての人々に安全・安心の医療・介護を保障する政策への転換が必要です。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 医療や介護の保険料が軽減できるよう国の財政支援を増やすこと。
- 2 入院、入所時の食事代や居住費など自己負担を増やす計画は中止すること。
- 3 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
- 4 病院、ベッドの削減計画を中止し、地域に必要な医療機関や介護・福祉施設を整備すること。

(312-3) 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出を求める請願  
(請願)

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金を利用している学生が半数を超えるようになっていきます。卒業しても、不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を「返したくても返せない」人たちも増加しています。

社会人としてのスタートラインから数百万の借金を背負うのは、大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子どもも後を絶ちません。長期におよぶ返済の負担は、若者に結婚や子どもを持つことをもたせらわせる要因にもなっています。若者ばかりではなく、子どもの奨学金返済の肩代わりで老後の生活資金を失う親も増えており、世代を越えた社会問題になっています。

貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化・人口減少に歯止めをかけて持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。

諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を、社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 速やかに大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。
- 2 貸与型奨学金にあっては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。無利子奨学金を受ける資格がありながら、予算不足のために受けられない学生を速やかに解消すること。

- 3 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。
- 4 奨学金の制度設計や意思決定・運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底していくこと。

(312-4) 「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情（陳情）

安倍内閣は、今年（11月）から南スーダンに派遣する陸上自衛隊に、安保関連法の改正PKO（国連平和維持活動）協力法に基づく「駆け付け警護」の付与を閣議決定しました。自衛官が武装集団に襲われた国連職員や他国軍兵士を救援する「駆け付け警護」の際に、初めて正当防衛を超える武器使用が任務として可能になりました。武器を使えば武力行使となり、戦闘になります。「駆け付け警護」の武器使用は、憲法違反の安保法にさらに憲法違反を上塗りする行為であり絶対に容認できません。自衛官は自らが殺傷される危険だけでなく、誤って住民を殺傷してしまう加害責任にもさらされます。戦後70年余、自衛隊員が一人も殺し殺されることはなく、戦闘さえなかった平和も瓦解しかねない事態に日本は直面しています。

南スーダンは事実上の内戦状態です。7月に政府側と反政府勢力の間で270人余の死者を出す戦闘が起きています。その後も小規模の戦闘が発生し、反政府側の指導者が今後の反撃を予告しています。国連安保理が4千人の増派を決議し、専門家が移行政権の「事実上の崩壊」とPKO要員への危険性の増大を報告しています。それほどに事態は深刻です。

この状況が「PKO参加5原則」の「停戦状態」にあるとは断じて言えません。ところが政府は、派遣先の首都ジュバの自衛隊宿营地周辺が「比較的安定している」と頑なに主張し、情勢を点でしか見ていません。しかも戦闘を「衝突」などと見做しに等しい言い訳に終始し、戦闘と認めません。「派遣ありき」で「駆け付け警護」付与を強行しようとしています。

国連PKOに関与する専門家は、現在のPKOは「武力行使容認、先制攻撃も認め」「戦争をしている」状態に変わった、と警告しています。戦闘に巻き込まれるのは必至と言わざるを得ません。自衛官の家族が派遣反対の集会で声を上げ、元自衛官も「自衛官の命を考えろ」と抗議しています。そもそも昨夏の安保関連法案の国会審議では、改正PKO協力法の問題はほとんど議論されませんでした。この改正法自体の是非をこそ議論し直すべきです。

以上のことから、貴議会におかれましては、憲法違反の「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し、南スーダンPKOから撤退するよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(312-5) 立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情（陳情）

この臨時国会の開会中に衆参両院の憲法審査会で憲法改正の議論が始まります。参議院選挙後に安倍首相は「いかに我が党の案（自民党憲法改正草案）をベースにしながら3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術だ」と語りました。それを受けて自民党は具体的な条項の絞り込みという改正手続きに入ろうとしています。その後にあった、「ベース」にはこだわらぬという発言もポーズにすぎず、自民党草案は撤回していません。

しかしながら、自民党草案を反映する改正条項の検討は一切容認できません。第一に草案は、改正を装いながらまったく別物の別の国をつくるような「憲法」であり、現憲法の根底的な否定に満ち溢れています。天皇元首制、国防軍の創設、個人の尊厳否定のうえに家族及び「和」の道徳を持ち込む権利の制限・義務の増加など、憲法の三原則をなす平和主義・国民主権・基本的人権の尊重という普遍的原理をことごとく踏みにじっています。しかも「人間は生まれながらにして持っている権利」の基本的人権を規定する97条の削除、99条の憲法尊重・擁護を国民の義務とするなど、立憲主義の全面否定が鮮明です。

第二は、国民的議論の放棄です。年初から再三再四憲法改正に言及しながら、参議院選挙では終始無言でした。公約に書いただけの議論無き結果の多数獲得で自民党草案の「憲法改正」が支持されたというのは、民主主義を冒瀆する態度です。また公明党は公約もなしです。最近の世論調査（共同通信社）によれば、自民党草案を「知らない」が76%に上り、「知っている」は23%です。自民党など改憲勢力に投票した国民の多くが「知らない」か、知っていても、読んだかとなるとわずかという実態を示しています。もし改正への国民的議論が起これば、また自民党草案が支持されているとすれば、こんな数字が出てくるはずはありません。自民党草案がベースにならないことは、この一事が雄弁に物語っていると思います。

以上のことから、貴議会におかれましては、憲法審査会において改正手続きに入る具体的条項の審議は一切中止し、改正の是非は主権者の国民の議論に差し戻すよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(312-6) 地域活性化の拠点となる高遠高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願（請願）

長野県教育委員会は2016年10月26日、「学びの改革 基本構想(案)」を公表しました。そのなかで全国的に少子化が急激に進行する中、長野県においても「再編統合等、高校の規模や配置の見直し」を進めなくてはならないとし、「都市部普通校」においては「1学年8学級が理想、5学級が下限」、「専門高校」は「1学年3学級以上は必要」、「中山間地校」は「3～4学級」を基本として、それぞれ5学級、3学級、2学級となった時点から県教育委員会と当該校で将来のあり方について検討を開始すると述べています。

この基準を当てはめれば、県内の多くの学校が現状においても再編統合の対象となります。とりわけ地域にある高校は、そもそも規模的には小さく、今回の基準は大変厳しいものになっています。このような厳しい基準となっているのは、現行の40人学級を前提として必要なクラス数を計算しているところから生じています。現在、さまざまな課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人一人にゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、県予算によって段階的に小学校から30人規模学級が導入され、2013年までにすべての小中学校で35人学級が実現していますが、高校においては40人学級のまま据え置かれています。他県においては、少子化に対応して、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例が見られます。

「基本構想(案)」に先立って出された、長野県高等学校将来像検討委員会の「審議のまとめ」では、「高校は地域の中心的存在として地域の活力を維持する上で重要な存在であり、地域社会や産業の活性化のために必要性が高い公共施設である」とし、地域の協力も得ながら「存続の道」を探るべきと述べています。高校における少人数学級の導入は、きめ細やかな対応による教育の質の向上をもたらすとともに、学校存続にもつながり、地域の活性化にも資するものです。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう長野県知事に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

#### 記

- 1 高遠高校の存続について格別の配慮を行うこと。
- 2 高校再編計画の策定に当たっては少人数学級の弾力的導入を取り入れ、地域高校・専門高校等で先行実施すること。

(312-7) 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情（陳情）

低線量の放射線被ばくの影響は、これ以下で安全であるという「<sup>しきいち</sup>閾値」がないこと、被ばく量の強さとともに健康リスクが増大することを前提に被ばく防護を行うことが、国際的合意となっています。そのため、従来100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物はドラム缶に詰め、原発施設内に厳重管理されてきました。

2010年、当時の原子力安全・保安院は、国際原子力機関（IAEA）の安全指針を参考に子どもへの被ばくも考慮して上限100ベクレル/kgを定めた資料を公表しています。

ところが、翌2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定めました。事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和し、8,000ベクレル/kg以下であれば通常の焼却や埋め立てなどで処分可能とするものです。さらに環境省は今年6月末、8,000ベクレル/kg以下の除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を正式決定しました。

その結果、従来の基準の80倍を上回る放射性廃棄物が全国の廃棄物最終処分場に持ち込まれ、あるいは県道や町道の盛り土の下に埋められることとなります。放射性物質が安全な量まで減るには数百年かかります。降雨、浸食、災害などにより放射性物質が放出する危険と隣り合わせの暮らしが続くこととなります。管理責任も、今の法律の枠組みでは地方自治体や産業廃棄物業者に委ねられます。

政府のこのような方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させ、国土と国民の命を世界に前例の無い危険にさらすものであると同時に、原発事故の完全終息に向けた責任を薄めることにもつながります。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について実施していただきたく、ここに陳情します。

記

1 貴議会において、次の事項について決議を行っていただきたい。

(1) 貴自治体内に、東京電力福島第一原発事故由来の8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物、及び汚染土を持ち込まないこと。

- 2 次の事項について、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたい。
- (1) 「放射性物質汚染対処特措法」を見直し、8,000ベクレル/kg以下の放射性廃棄物を通常の廃棄物と同様に処分できるという方針を撤回すること。
  - (2) 8,000ベクレル/kg以下の放射性廃棄物を公共事業で使用する方針を撤回すること。
  - (3) 政府は、8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物に関しても、汚染のない地域への拡散を防ぎ、廃棄物処理の全工程に直接責任を持って厳重に集中管理すること。

(312-8) 下水道使用料の値上げストップを求める請願（請願）

伊那市は、本年9月27日に、「来年4月から下水道使用料を全体で6%値上げする」との方針を市議会に示しました。この下水道使用料の値上げ案は、この12月議会に議案提案される予定です。

6%値上げになると、1カ月20m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup>使用する世帯では、県下19市で2番目に高い料金となります。1カ月50m<sup>3</sup>使用する世帯では、上伊那で伊那市が1番高い料金となります。

いま市民生活は、格差の広がりや高齢化などにより収入が減り、くらしは厳しさが増えています。市民生活に欠かせない上下水道の料金は、市税で補填することを基本に支えていくことが重要です。下水道事業は、「赤字だから値上げ」ではなく、一般会計からの繰り入れを増やして値上げを中止すべきです。

以上のことから、下記事項が実現されますよう、ここに請願いたします。

記

- 1 下水道使用料の値上げを中止すること。